

# 「新潟市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」 骨子案について

## 1. 趣旨・背景

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するための基準（以下「最低基準」という。）を条例で定めなければならないこととされた。

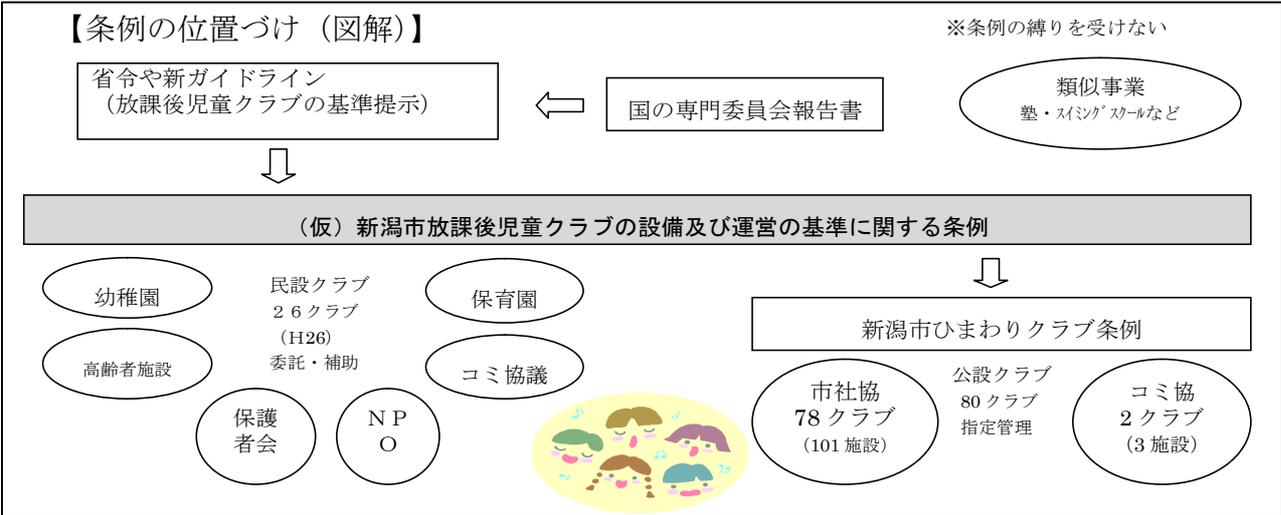
市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされたため、平成26年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）が公布された。

市では、昨年9月子ども・子育て会議放課後児童クラブ検討部会を設置し、国の審議内容や地域の実情やニーズを踏まえ、本市の基準条例案について全5回の審議を行ったうえ、本基準条例骨子案をまとめた。

## 2. 目的・位置づけ

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。

「放課後児童クラブ」を「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点から、新潟市の放課後児童クラブの質の向上に資することを目的とし、「最低基準」を定めるとともに、それを超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬことを示すものである。



### 3. 概要

#### (1) 総論関係

- ①最低基準と放課後児童健全育成事業者の位置づけとして以下の内容を定める。
  - 最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないこと
  - 最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならないこと
- ②放課後児童健全育成事業者の一般原則等として、以下の内容等を定める。
  - 放課後児童健全育成事業における支援は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって児童の健全育成を図ることを目的として行われなければならないこと
  - 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への十分な配慮、人格の尊重
  - 地域社会や学校等との交流及び連携
  - 児童、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の適切な説明
  - 運営の内容についての自己評価、結果の公表
  - 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）
  - 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、定期的な訓練の実施等
- ③職員の一般的要件等として、以下の内容等を定める。
  - 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと
  - 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
  - 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保

#### (2) 設備関係

- 放課後児童健全育成事業所に設ける設備として、以下の内容等を定める。
- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
  - 専用区画の面積は、便所などの共用部分は除き、児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保しなければならないこと
  - 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）
  - 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと

### (3) 職員関係

放課後児童健全育成事業に従事する者について、以下の内容等を定める。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること
- 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと
  - ・保育士
  - ・社会福祉士
  - ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - ・教員免許を有する者
  - ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある事業所の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）

### (4) その他

その他の運営基準として、以下の内容等を定める。

- 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止
- 職員の利用者に対する虐待等の禁止
- 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理
- 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止
- 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること
- 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ・ 開所している日及び時間
- ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- ・ 利用定員
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 事業の利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項等

- 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
- 職員の秘密の漏洩の禁止及びその職を退いた後も同様とすること
- 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
- 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力
- 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）
- 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関、必要に応じて児童相談所、児童委員その他の関係機関と密接に連携した支援
- 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
- 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

#### (5) 経過措置

経過措置として、以下の内容等を定める。

- 施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること

#### 4. 施行期日

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。